



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 1
- 漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定（水産課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 6
- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） 7

議会事項

- 沖縄県議会議員による請負の状況の公表等に関する規程 7

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第20条第2項の規定による公表 9
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等 10
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示の一部を改正する告示 10

労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 10

告 示

沖縄県告示第429号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字古宇利渡海原2610番地（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第430号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく単位漁場区域を次のように定める。

平成31年沖縄県告示第139号（漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定）は廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和5年9月1日以後の日である共済契約について適用

し、その共済責任期間の開始日が令和5年9月1日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業及び小割り式5年魚くろまぐる養殖業

加入区の名称	単位漁場区域
伊平屋第1加入区	特定区画漁業権特区第6号の漁場の区域
国頭加入区	特定区画漁業権特区第48号の漁場の区域
羽地第1加入区	特定区画漁業権特区第81号の漁場の区域
羽地第2加入区	特定区画漁業権特区第82号の漁場の区域
羽地第3加入区	特定区画漁業権特区第85号の漁場の区域
羽地第4加入区	特定区画漁業権特区第86号の漁場の区域
羽地第5加入区	特定区画漁業権特区第64号の漁場の区域
羽地第6加入区	特定区画漁業権特区第65号の漁場の区域
羽地第7加入区	特定区画漁業権特区第58号の漁場の区域
羽地第8加入区	特定区画漁業権特区第62号の漁場の区域
羽地第10加入区	特定区画漁業権特区第63号の漁場の区域
今帰仁加入区	特定区画漁業権特区第91号の漁場の区域
本部第1加入区	特定区画漁業権特区第101号の漁場の区域
本部第2加入区	特定区画漁業権特区第100号の漁場の区域
伊江加入区	特定区画漁業権特区第116号の漁場の区域
与那城第1加入区	特定区画漁業権特区第161号の漁場の区域
与那城第2加入区	特定区画漁業権特区第173号の漁場の区域
与那城第3加入区	特定区画漁業権特区第156号の漁場の区域
読谷村加入区	特定区画漁業権特区第222号の漁場の区域
北谷第1加入区	特定区画漁業権特区第227号の漁場の区域
北谷第2加入区	特定区画漁業権特区第228号の漁場の区域
浦添宜野湾第1加入区	特定区画漁業権特区第229号の漁場の区域
浦添宜野湾第2加入区	特定区画漁業権特区第231号の漁場の区域
糸満加入区	特定区画漁業権特区第241号の漁場の区域
座間味第1加入区	特定区画漁業権特区第259号の漁場の区域
座間味第2加入区	特定区画漁業権特区第263号の漁場の区域

八重山第1加入区	特定区画漁業権特区第329号の漁場の区域
八重山第2加入区	特定区画漁業権特区第347号の漁場の区域

沖縄県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 嘉手納町字屋良地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年9月6日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第432号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第241号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域																																																									
沿岸名	海岸名	地区海岸名																																																										
琉球諸島沿岸	豊見城海岸	豊崎地区海岸	豊見城市字与根浜原298番地先から糸満市西崎町5丁目21番地先まで 基点1から基点129までを順次に直線で結んだ線及び基点129と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（延長12,986.8メートル） 基点の表示 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">点名</th> <th style="text-align: left;">X座標</th> <th style="text-align: left;">Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基点1</td><td>+17,941.450メートル</td><td>+15,833.824メートル</td></tr> <tr><td>基点2</td><td>+17,993.493メートル</td><td>+16,022.892メートル</td></tr> <tr><td>基点3</td><td>+17,966.676メートル</td><td>+16,032.781メートル</td></tr> <tr><td>基点4</td><td>+17,972.665メートル</td><td>+16,049.889メートル</td></tr> <tr><td>基点5</td><td>+17,960.526メートル</td><td>+16,053.644メートル</td></tr> <tr><td>基点6</td><td>+17,958.080メートル</td><td>+16,039.827メートル</td></tr> <tr><td>基点7</td><td>+17,884.870メートル</td><td>+16,077.942メートル</td></tr> <tr><td>基点8</td><td>+17,823.272メートル</td><td>+16,145.579メートル</td></tr> <tr><td>基点9</td><td>+17,833.208メートル</td><td>+16,154.364メートル</td></tr> <tr><td>基点10</td><td>+17,827.748メートル</td><td>+16,158.610メートル</td></tr> <tr><td>基点11</td><td>+17,818.840メートル</td><td>+16,150.546メートル</td></tr> <tr><td>基点12</td><td>+17,804.638メートル</td><td>+16,166.218メートル</td></tr> <tr><td>基点13</td><td>+17,693.279メートル</td><td>+16,324.511メートル</td></tr> <tr><td>基点14</td><td>+17,672.786メートル</td><td>+16,355.939メートル</td></tr> <tr><td>基点15</td><td>+17,615.132メートル</td><td>+16,470.704メートル</td></tr> <tr><td>基点16</td><td>+17,565.881メートル</td><td>+16,541.819メートル</td></tr> <tr><td>基点17</td><td>+17,505.690メートル</td><td>+16,568.520メートル</td></tr> <tr><td>基点18</td><td>+16,985.121メートル</td><td>+16,851.581メートル</td></tr> </tbody> </table>	点名	X座標	Y座標	基点1	+17,941.450メートル	+15,833.824メートル	基点2	+17,993.493メートル	+16,022.892メートル	基点3	+17,966.676メートル	+16,032.781メートル	基点4	+17,972.665メートル	+16,049.889メートル	基点5	+17,960.526メートル	+16,053.644メートル	基点6	+17,958.080メートル	+16,039.827メートル	基点7	+17,884.870メートル	+16,077.942メートル	基点8	+17,823.272メートル	+16,145.579メートル	基点9	+17,833.208メートル	+16,154.364メートル	基点10	+17,827.748メートル	+16,158.610メートル	基点11	+17,818.840メートル	+16,150.546メートル	基点12	+17,804.638メートル	+16,166.218メートル	基点13	+17,693.279メートル	+16,324.511メートル	基点14	+17,672.786メートル	+16,355.939メートル	基点15	+17,615.132メートル	+16,470.704メートル	基点16	+17,565.881メートル	+16,541.819メートル	基点17	+17,505.690メートル	+16,568.520メートル	基点18	+16,985.121メートル	+16,851.581メートル
点名	X座標	Y座標																																																										
基点1	+17,941.450メートル	+15,833.824メートル																																																										
基点2	+17,993.493メートル	+16,022.892メートル																																																										
基点3	+17,966.676メートル	+16,032.781メートル																																																										
基点4	+17,972.665メートル	+16,049.889メートル																																																										
基点5	+17,960.526メートル	+16,053.644メートル																																																										
基点6	+17,958.080メートル	+16,039.827メートル																																																										
基点7	+17,884.870メートル	+16,077.942メートル																																																										
基点8	+17,823.272メートル	+16,145.579メートル																																																										
基点9	+17,833.208メートル	+16,154.364メートル																																																										
基点10	+17,827.748メートル	+16,158.610メートル																																																										
基点11	+17,818.840メートル	+16,150.546メートル																																																										
基点12	+17,804.638メートル	+16,166.218メートル																																																										
基点13	+17,693.279メートル	+16,324.511メートル																																																										
基点14	+17,672.786メートル	+16,355.939メートル																																																										
基点15	+17,615.132メートル	+16,470.704メートル																																																										
基点16	+17,565.881メートル	+16,541.819メートル																																																										
基点17	+17,505.690メートル	+16,568.520メートル																																																										
基点18	+16,985.121メートル	+16,851.581メートル																																																										

	基点19	+16,893.191メートル	+16,912.937メートル
	基点20	+16,870.278メートル	+16,921.049メートル
	基点21	+16,864.561メートル	+16,895.732メートル
	基点22	+16,855.969メートル	+16,900.418メートル
	基点23	+16,761.443メートル	+16,487.305メートル
	基点24	+16,683.979メートル	+16,505.960メートル
	基点25	+16,648.948メートル	+16,403.329メートル
	基点26	+16,535.037メートル	+15,944.879メートル
	基点27	+16,347.573メートル	+15,769.642メートル
	基点28	+16,096.457メートル	+14,806.823メートル
	基点29	+15,604.312メートル	+14,931.272メートル
	基点30	+15,598.249メートル	+14,910.363メートル
	基点31	+16,112.651メートル	+14,782.920メートル
	基点32	+16,364.756メートル	+15,757.580メートル
	基点33	+16,552.786メートル	+15,934.210メートル
	基点34	+16,830.013メートル	+15,855.665メートル
	基点35	+16,946.080メートル	+15,006.644メートル
	基点36	+16,954.828メートル	+14,999.241メートル
	基点37	+16,976.068メートル	+14,995.600メートル
	基点38	+17,038.714メートル	+15,019.413メートル
	基点39	+17,095.116メートル	+15,027.853メートル
	基点40	+17,152.019メートル	+15,022.517メートル
	基点41	+17,490.765メートル	+14,935.788メートル
	基点42	+17,570.064メートル	+14,934.283メートル
	基点43	+17,654.670メートル	+14,964.765メートル
	基点44	+17,714.902メートル	+15,041.725メートル
	基点45	+17,882.549メートル	+15,413.805メートル
	基点46	+17,736.523メートル	+15,523.805メートル
	基点47	+17,706.838メートル	+15,568.726メートル
	基点48	+17,821.927メートル	+16,017.965メートル
	基点49	+17,815.568メートル	+16,046.541メートル
	基点50	+17,803.110メートル	+16,065.328メートル
	基点51	+17,710.022メートル	+16,174.451メートル
	基点52	+17,666.453メートル	+16,236.587メートル
	基点53	+17,577.983メートル	+16,389.541メートル
	基点54	+17,508.107メートル	+16,479.279メートル
	基点55	+17,407.297メートル	+16,551.552メートル
	基点56	+17,048.898メートル	+16,746.376メートル
	基点57	+17,001.798メートル	+16,661.652メートル
	基点58	+16,816.977メートル	+15,953.866メートル
	基点59	+16,830.013メートル	+15,855.665メートル
	基点60	+16,813.276メートル	+15,860.407メートル
	基点61	+16,857.030メートル	+15,527.610メートル
	基点62	+16,846.919メートル	+15,464.478メートル
	基点63	+16,872.028メートル	+15,423.567メートル
	基点64	+16,884.240メートル	+15,340.577メートル
	基点65	+16,892.742メートル	+15,228.688メートル
	基点66	+16,885.717メートル	+15,163.323メートル
	基点67	+16,903.053メートル	+15,137.038メートル

			基点68	+16,908.514メートル	+15,121.315メートル
			基点69	+16,926.053メートル	+15,007.460メートル
			基点70	+16,950.502メートル	+14,759.947メートル
			基点71	+16,970.052メートル	+14,725.755メートル
			基点72	+16,998.919メートル	+14,696.019メートル
			基点73	+17,599.160メートル	+14,537.875メートル
			基点74	+17,655.435メートル	+14,530.836メートル
			基点75	+17,715.798メートル	+14,539.324メートル
			基点76	+17,767.123メートル	+14,618.924メートル
			基点77	+17,783.020メートル	+14,689.708メートル
			基点78	+17,791.765メートル	+14,772.218メートル
			基点79	+17,784.180メートル	+14,790.552メートル
			基点80	+17,792.119メートル	+14,855.530メートル
			基点81	+17,836.320メートル	+14,913.198メートル
			基点82	+17,877.878メートル	+14,962.544メートル
			基点83	+17,919.960メートル	+15,040.903メートル
			基点84	+17,944.587メートル	+15,141.902メートル
			基点85	+17,958.681メートル	+15,157.385メートル
			基点86	+17,980.879メートル	+15,163.532メートル
			基点87	+18,138.309メートル	+15,542.522メートル
			基点88	+18,126.244メートル	+15,552.855メートル
			基点89	+17,967.639メートル	+15,195.342メートル
			基点90	+17,938.060メートル	+15,182.708メートル
			基点91	+17,917.519メートル	+15,152.379メートル
			基点92	+17,905.922メートル	+15,104.431メートル
			基点93	+17,884.787メートル	+15,048.123メートル
			基点94	+17,861.356メートル	+15,007.344メートル
			基点95	+17,822.089メートル	+14,959.667メートル
			基点96	+17,783.933メートル	+14,919.682メートル
			基点97	+17,755.635メートル	+14,874.790メートル
			基点98	+17,735.169メートル	+14,772.412メートル
			基点99	+17,720.992メートル	+14,669.173メートル
			基点100	+17,682.655メートル	+14,672.699メートル
			基点101	+17,655.683メートル	+14,703.624メートル
			基点102	+17,590.591メートル	+14,731.884メートル
			基点103	+17,510.215メートル	+14,748.274メートル
			基点104	+17,441.838メートル	+14,754.110メートル
			基点105	+17,381.852メートル	+14,749.671メートル
			基点106	+17,358.892メートル	+14,753.788メートル
			基点107	+17,328.112メートル	+14,766.689メートル
			基点108	+17,292.205メートル	+14,789.782メートル
			基点109	+17,230.804メートル	+14,822.218メートル
			基点110	+17,167.676メートル	+14,844.637メートル
			基点111	+17,104.149メートル	+14,855.857メートル
			基点112	+17,033.108メートル	+14,846.434メートル
			基点113	+17,005.557メートル	+14,873.604メートル
			基点114	+17,054.407メートル	+14,917.180メートル
			基点115	+17,169.344メートル	+14,922.769メートル
			基点116	+17,225.066メートル	+14,916.170メートル

			基点117	+17,509.448メートル	+14,842.512メートル
			基点118	+17,633.451メートル	+14,852.204メートル
			基点119	+17,751.410メートル	+14,908.400メートル
			基点120	+17,834.432メートル	+14,993.694メートル
			基点121	+17,874.104メートル	+15,072.088メートル
			基点122	+17,898.787メートル	+15,157.602メートル
			基点123	+17,902.059メートル	+15,246.166メートル
			基点124	+17,975.951メートル	+15,421.479メートル
			基点125	+17,984.287メートル	+15,500.572メートル
			基点126	+17,966.099メートル	+15,587.822メートル
			基点127	+17,927.829メートル	+15,659.816メートル
			基点128	+17,920.033メートル	+15,717.093メートル
			基点129	+17,936.261メートル	+15,800.916メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月6日 沖縄県指令土第458号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原宇志道原79番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市三原1丁目10番31号コート・ダジュール203 小林ゆかり
- 5 検査済証番号 令和5年11月28日 第4908号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月7日 沖縄県指令土第558号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平慶原1028番62
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城263番地6 田本アパート3-A 池原綾乃、南風原町字兼城263番地6 田本アパート3-A 池原紀明
- 5 検査済証番号 令和5年12月1日 第4909号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年12月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月27日 沖縄県指令土第112号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平仲瀬原305番1及び305番2の一部
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平305番地2 照屋健、那覇市首里平良町2丁目113番地1 ビオコート301 島袋真紀子
- 5 検査済証番号 令和5年12月4日 第4910号
- 6 工事完了年月日 令和5年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年12月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月3日 沖縄県指令中土第3667号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字荻道西原166番2、167番2及び168番2並びに字荻道亀甲原268番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市字真志喜586番地1 L a R o s e 201号 栄野川章一
- 5 検査済証番号 令和5年11月21日 C第639号
- 6 工事完了年月日 令和5年10月31日

議 会 事 項

沖縄県議会告示第1号

沖縄県議会議員による請負の状況の公表等に関する規程を次のように定める。

令和5年12月26日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇

沖縄県議会議員による請負の状況の公表等に関する規程

（目的）

第1条 この告示は、沖縄県議会議員（以下「議員」という。）が県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における当該請負の状況を公表すること等に関し必要な事項を定めることにより、議員による請負の状況の透明性を確保することを目的とする。

（報告書等の提出）

第2条 議員は、県と請負の契約を締結した日及び支払を受けた日からそれぞれ14日以内に請負状況等報告書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

2 請負状況等報告書を提出すべき期限が、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する休日（第5条第4項において「県の休日」という。）に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。

3 議員は、請負状況等報告書を訂正する必要があるときは、14日以内に訂正届（第2号様式）を議長に提出しなければならない。

4 請負状況等報告書又は訂正届の提出については、当該請負状況等報告書又は訂正届（以下「報告書等」という。）の提出に代えて電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。この項において同じ。）と提出する者の使用に係る電子計算機であって当該議会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第5条第1項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、当該報告書等により提出が行われたものとみなす。

（請負の状況の公表）

第3条 議長は、報告書等の内容に基づき、議員による請負の状況を公表しなければならない。

（報告書等の保存）

第4条 報告書等は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(報告書等の閲覧等)

第5条 何人も、報告書等を閲覧することができる。ただし、報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、当該報告書等に記録されている事項又は当該事項を記載した書類を閲覧することができる。

- 2 閲覧所は、沖縄県議会事務局総務課内に置く。
- 3 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 4 報告書等の閲覧日は、県の休日以外の日とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、閲覧の全部又は一部を休止することができる。
- 5 閲覧者は、請負状況等報告書等閲覧者記録簿（第3号様式）に閲覧年月日等所定の事項を記入しなければならない。
- 6 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 報告書等の複写を行わないこと。
 - (2) 報告書等を閲覧所以外に持ち出さないこと。
 - (3) 報告書等の破損、汚損又は加筆等を行わないこと。
 - (4) 閲覧所において、他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日以降施行日の前日までに行われた県との請負については、第2条の規定にかかわらず、施行日から14日以内に議長に報告するものとする。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結 年月日・ 契約期間	請負の概要	契約金額（円） （単価契約である 場合は契約単価）	報告時に支払を 受けた額 （円）（※1）

※1の総額（支払を受けた総額）	円
-----------------	---

- (注) 1 この報告書は、①県と請負の契約を締結した日及び②支払を受けた日から14日以内に提出してください。
- 2 請負の概要には、契約事務又は支払の事務を行った部局名及び課名等も記入してください。
- 3 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税を含む額を記入してください。

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 _____

訂正届

沖縄県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程第2条第3項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

- 1 訂正の内容
- 2 訂正の理由

第3号様式 (第5条関係)

請負状況等報告書等閲覧者記録簿

(年度)

閲覧年月日	閲覧開始時刻	所属する会社又は団体 (該当する番号に○を付けてください。)
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般
年 月 日	時 分	1 報道機関 2 行政機関 3 その他一般

公安委員会事項

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号。以下「条例」という。）第20条第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

沖縄県公安委員会

1 勧告を受けた者

- (1) 海域レジャー事業の種別 プレジャーボート提供業
- (2) 事業所の名称及び所在地 M J. 三好ジェットスキークラブ 宮古島市下地字川満1229番5
- (3) 代表者の氏名 三好義彦

2 条例第20条第1項の規定による勧告

- (1) 勧告年月日 令和3年8月24日
- (2) 勧告の内容 条例第15条第1項第2号に関し、プレジャーボート利用者が正常な利用ができない状況にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。

3 公表の原因となった事実 1のM J. 三好ジェットスキークラブ代表者三好義彦は、2の勧告に従わなかったことが確認された。

沖縄県公安委員会告示第222号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年沖縄県公安委員会規則第8号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり告示する。

令和5年12月26日

沖縄県公安委員会

1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等並びに手続等の根拠となる法令の名称及び条項

電子情報処理組織を使用して行わせる手続等	手続等の根拠となる法令の名称	条項
仮設店舗における営業の届出	古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2

2 使用を開始する日

令和6年1月4日

沖縄県警察本部告示第2号

令和3年沖縄県警察本部告示第1号（沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月26日

沖縄県警察本部長 鎌谷陽之

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）の項の次に次のように加える。

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2
------------------------------	--------

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第7号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和5年12月26日

沖縄県労働委員会

会長 田 島 啓 己

氏名	現職	履歴	委嘱年月日
田島啓己	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和5年12月15日
村上恵実	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和5年12月15日
戸谷義治	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学人文社会学部教授	琉球大学人文社会学部准教授	令和5年12月15日
與那嶺敏	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和5年12月15日
松井有美	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部講師		令和5年12月15日
知花優	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本郵政グループ（JP）労働組合沖縄地方本部執行委員長	令和5年12月15日
與那覇栄蔵	沖縄県労働委員会労働者委員 全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長	全駐留軍労働組合沖縄地区本部書記長	令和5年12月15日
木本邦広	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄県教職員組合中央執行委員長	沖縄県教職員組合那覇支部特別執行委員	令和5年12月15日
大屋尚子	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄電力労働組合本部副執行委員長	沖縄電力労働組合本部副書記長	令和5年12月15日
知念克也	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合副会長	令和5年12月15日
田端一雄	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会専務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	令和5年12月15日
名嘉村裕子	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社りゅうせきフロントライン人材開発事業部取締役部長	株式会社りゅうせきフロントライン取締役ホテル飲食事業担当部長	令和5年12月15日
大城恵美	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社近代美術代表取締役	株式会社近代美術取締役副社長	令和5年12月15日
金城欣光	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄バス株式会社常務取締役総務部長	沖縄バス株式会社取締役総務部長	令和5年12月15日
普久原啓之	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行代表取締役専務	株式会社琉球銀行常務取締役	令和5年12月15日
下地誠	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県商工労働部産業振興統括監	令和4年4月14日
島尻和美	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県総務部職員厚生課長	令和5年4月13日
比嘉尚子	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審	沖縄県出納事務局会計課総務	令和4年4月14日

	査監	決算班長	
--	----	------	--

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---